

## 兵庫県自転車活用推進計画策定について

### 1. 自転車活用推進計画策定の背景、目的

2017年5月に自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図ることなど新たな課題に対応するため、交通の安全の確保を図りつつ、自転車の利用を増進し、交通における自動車への依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資すること等を基本理念とする「自転車活用推進法」が施行された。

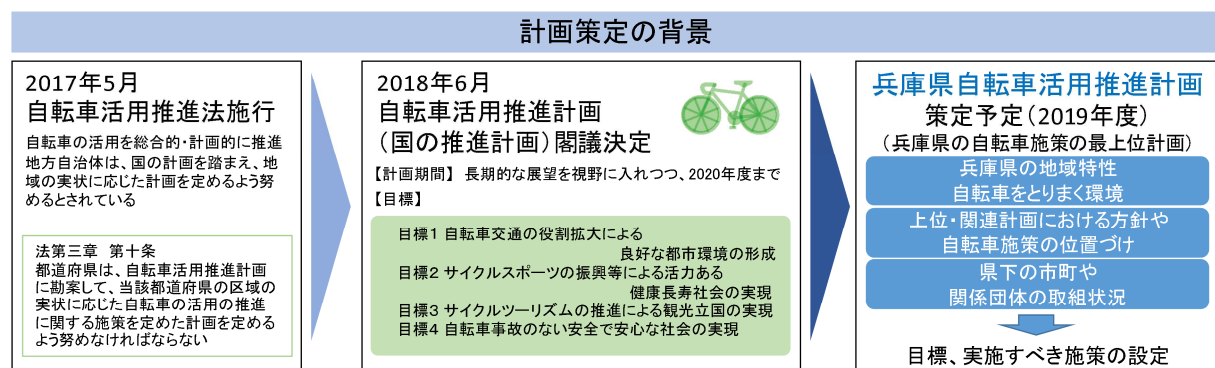
この法第9条で、国は自転車活用推進計画の策定が義務付けられ、法第10条では、都道府県は国の計画を勘案して都道府県自転車活用推進計画を策定するよう努めるものとされている。

これを踏まえ、国は2018年6月に自転車の活用の推進に関して基本となる計画として、2020年度を目標年次とした「自転車活用推進計画」を策定した。

本計画は、このような国の動きを踏まえ、兵庫県の実情に応じた自転車活用推進に関する施策を定めることを目的とする。

### 2. 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法に基づいた国の自転車活用推進計画、及び県の総合的な計画を踏まえるとともに、県の自転車施策を含む分野別計画との整合を図り、兵庫県の自転車施策の最上位計画に位置付けられる。



### 3. 計画の区域

兵庫県全域を対象とする。(神戸市を除く)

### 4. 計画の期間

長期的な展望を視野に入れつつ、2023年度までとする。

## 5. 計画策定スケジュール（案）

時期	実施項目	実施内容
6月4日	第1回協議会	現状および課題、計画目標等の協議
7月下旬	第2回協議会	実施すべき施策、計画のフォローアップ等の協議
9月下旬	第3回協議会	計画素案の協議
10～11月	パブリックコメント	
12月上旬	第4回協議会	パブリックコメントへの対応協議、最終とりまとめ